

迷惑行為に対する当院の対応について

次のような迷惑行為は、診療をお断りするとともに、所轄警察に届け出る場合があります。

1. 他の患者さんや職員に**セクシャルハラスメント**や**暴力行為**があった場合、もしくはその恐れが強い場合。
2. **大声**、**暴言**または脅迫的な言動により、他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合。
3. **解決しがたい要求**を繰り返し行い、病院業務を妨げた場合。
4. 建物設備等を**故意に破損**した場合。
5. 受診に必要な**危険な物品**を院内に持ち込んだ場合。
6. 許可なく**録音**、**撮影**をした場合。

平成29年11月1日
イエスズの聖心病院